

和解について

1 本件の概要

令和3年7月1日から令和5年10月22日までの間、市民バスの運行業務を委託している株式会社ミヤコーバスの運転手により、運賃（令和4年度以前にあっては使用料）が着服されていたことについて、和解条項のとおり和解しようとするもの

2 和解の相手方

仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号

株式会社ミヤコーバス 代表取締役社長執行役員 柴咲 武彦

3 和解条項の要旨

- (1) 和解の相手方は、市に対し、解決金として69万402円の支払義務があることを認め、これを市に支払う。
- (2) 市及び和解の相手方は、本和解条項に定めるもののほか、本件について、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。